

令和3年第 9回  
総会  
9月

## 白井市農業委員会会議録

令和3年9月9日 開会

令和3年9月9日 閉会

## 白井市農業委員会会議録

令和3年9月9日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	伊 藤 治
2 番	岩 井 聡 明
3 番	今 井 幹 代
4 番	芦 田 恵 子
5 番	山 崎 正 司
6 番	山 崎 雅 巳
7 番	海老原 清

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齊 藤 和 博
2. 小 松 隆 夫
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 菊 夫
6. 高 宮 正 明
7. 中 嶋 健 次
8. 秋 本 善 久

傍聴者 なし

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第2号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明について

議案第3号 令和3年度第6次農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

10月の事前審査会、総会の日程について

・申請受付締め切り 9月22日水曜日

・事前審査会(案) 10月 1日金曜日

第1班 午前9時から 本庁舎2階災害対策室2

・総 会(案) 10月 7日木曜日

午後4時00分から 本庁舎2階災害対策室2・3

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、令和3年9月の定例総会に御出席いただきまして、大変御苦労さまでございます。

今年の夏は、毎日暑い日が続きまして、農作業のほうも大変御苦労されたことと思います。

9月に入りましては、大分気温のほうも下がりがまして、作業のほうもしやすくなったことと思います。

梨の出荷作業もピークを過ぎまして、残り1週間くらいで終了ということになりました。

今年は台風の被害もなく、このまま終了してくれることを願うところでございます。

それでは、会議に入らせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和3年9月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、1番、伊藤 治委員、2番、岩井聡明委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第5条の規定による農地転用申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和3年9月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、大字中字鶴食の2筆です。

地目は畑。

地積は、2筆合計で277平方メートルです。

権利者、義務者は記載のとおりです。

申請事由は、分家住宅建設のための使用貸借となります。

続きまして、2番、大字神々廻字西原の2筆です。

地目は畑。

地積は、2筆合計で1,233平方メートルです。

権利者、義務者は記載のとおりです。

太陽光発電設備設置のための所有権移転になります。

続きまして、3番、大字富士字南園の1筆の一部になります。

地目は畑。

地積は、964平方メートルのうち856.46平方メートルです。

権利者、義務者は記載のとおりです。

こちらの申請事由ですが、建設条件付売買予定地のための所有権移転になります。

続きまして、4番から2ページの10番までは、一連で同事業の事業となります。

4番、大字清戸字大崎の1筆。

地目は田。

地積、600平方メートルです。

権利者、義務者は記載のとおりです。

駐車場設置のための所有権移転となります。

続きまして、2ページを御覧ください。

5番、大字清戸字大崎の1筆です。

地目は田。

地積は、1,775平方メートルです。

権利者、義務者は記載のとおりです。

申請事由は、駐車場設置のための所有権移転となります。

6番、大字清戸字大崎の2筆です。

地目は田です。

地積、2筆合計で1,818平方メートルです。

権利者、義務者は記載のとおりです。

申請事由は、同じく駐車場設置のための所有権移転になります。

7番、大字谷田字山崎谷津の1筆です。

地目は田。

地積、206平方メートルです。

権利者、義務者は記載のとおりです。

申請事由も、同じく駐車場設置のための所有権移転になります。

8番、大字神々廻字中込の1筆です。

地目は田。

地積は、60平方メートルです。

権利者、義務者は記載のとおりになります。

こちら申請事由は同じく駐車場設置のための所有権移転になります。

続きまして、9番、大字清戸字大崎の1筆の一部になります。

地目は田。

地積は、760平方メートルのうち70.96平方メートルです。

権利者、義務者は記載のとおりになります。

こちらは、駐車場設置のための大型重機搬入路の一時転用になります。

続きまして、10番、大字清戸字大崎の1筆の一部になります。

地目は田。

地積は、955平方メートルのうち89.89平方メートルです。

権利者、義務者は記載のとおりになります。

こちら申請事由は、駐車場設置の工事の重機搬入のための一時転用になります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井会長

ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

伊藤 治委員、お願いします。

伊藤 治委員

2班班長の伊藤です。

議案第1号、1から10番について、5条申請に係る調査報告を行います。

まずは、資料1番です。

当日の出席者は、権利者本人と義務者の代理人の司法書士事務所の方が出席されました。

立地基準ですが、申請地は市役所から北北西に3キロメートルに位置しております。進入路については、市道により確保されております。

農地区分としては、10ヘクタール未満の一団の農地になるため、第二種農地と判断いたしました。

権利者と義務者は親子です。

転用目的ですが、権利者は現在、実家で義務者家族として同居しておりますが、このたび結婚する運びとなり、手狭になるため、同敷地内の申請地に分家住宅を建てる計画です。

次に、一般基準ですが、本申請は分家住宅用地ということで、申請面積は277平方メートルであり、面積妥当と思われれます。

資金は借入金にて賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われれます。

申請地には植木がありますが、これらを整備して整地を行い、隣地に対する被害防除計画としては、コンクリートブロック塀で土砂の流出を防ぎ、フェンスを設置し、日照通風の妨げにならないよう計画されております。

飲料水は井戸を新設し、雨水は浸透ますを設置して敷地内で浸透処理します。

汚水雑排水は、合併浄化槽を経由して市道排水施設へ放流いたします。

隣接農地所有者からは承諾を得ています。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われれます。

続きまして、2番について調査報告を行います。

資料は2番です。

当日の出席者は、権利者の施工業者の方が双方の代理人として出席されました。

立地基準ですが、申請地は市役所から北東に3キロメートルに位置しております。

進入路については、通行承諾書のある土地を利用し確保されております。

農地区分としては、10ヘクタール未満の一団の農地となるため、第二種農地と判断いたしました。

転用目的ですが、申請地は現在、義務者の親族の方が野菜を作付されておりますが、高齢になり、また義務者本人も公務員、その子供たちもほかの仕事についているため、利用していただける方を探していたところ、権利者の方が太陽光発電を設置したいということで計画されました。

次に、一般基準ですが、太陽光発電施設にするということで1,233平方メートルであり、面積は妥当と思われます。

資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われます。周辺農地への支障ですが、特に意見はないとのこと。

また、申請地は土地改良区ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに、何ら問題ないものと思われます。

続きまして、3番について調査報告を行います。

資料は3番です。

当日の出席者は、権利者、義務者の代理人である行政書士の方が出席されました。

立地基準ですが、申請地は市役所から南西に2.5キロメートルに位置しております。進入路については、市道により確保されております。

農地区分としては、相当数の街区が形成されていることから、第二種農地と判断いたしました。

転用目的ですが、申請地は現在、耕作されてはならず、宅地に囲まれています。

そのため、権利者が建築条件付売買地として選定し、計画されました。

次に、一般基準ですが、建築条件付売買地として3区画、256.53平方メートル、278.75平方メートル、321.18平方メートル、合計856.46平方メートルであり、面積は妥当と思われます。

資金は自己資金で賄う計画で、着工予定は令和3年10月1日となっておりますが、許可後は速やかに事業に着手するものと思われます。

用水は、白井市水道本管より引き込み、汚水雑排水は、25メートルほど西側にある汚水本管を延長し取り付けるようです。

雨水については、敷地内に雨水浸透貯留槽を設けて、通路側溝に接続し放流いたします。

隣接に対する被害防除計画ですが、土留め工事を先行し、土砂を場外に流出させないとのこと。

周辺に農地はありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。

続きまして、4から10番は同一案件のため、一括して報告を行います。

資料は、先月の資料4番と今月の資料4番です。

当日の出席者は、義務者の中からお一方と、権利者の代理人の副支配人の方、測量士のお二方、4名出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から東に2.69キロメートルに位置しております。

搬入路としては、追加申請された農地を利用し、市道から確保する計画です。  
農地区分としては、ゴルフ場や公共施設が近くにあるため、第二種農地として判断いたしました。

転用目的ですが、権利者はゴルフ場を経営されております。

コロナ禍で利用者の車での来場が増え、駐車場が手狭になったため、従業員の駐車場の確保が困難になったそうです。

そのため、ゴルフ場に隣接する申請地を取得し、施工を計画されました。

次に、一般基準ですが、従業員54台分の駐車場として4,459平方キロメートルと、面積は妥当と思われます。

また、今回申請された一時転用の面積、70.96平方メートルと89.89平方メートル、市道からの搬入路確保として妥当と思われます。

これらは鉄板を敷設し、搬入の際、安全に努めるとのことです。

資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われます。

また、雨水は水路に放流いたします。

周辺農地への支障ですが、近隣説明で特に意見はないとのこと。

また、申請地は土地改良区ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに、何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

1番について、山崎正司委員をお願いします。

山崎正司委員 農業委員の山崎です。

権利者は義務者の三男で、現在は3兄弟と両親の5人で暮らしています。

このたび、権利者の結婚を機に分家住宅の建設のため、5条申請をお願いしたようです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

2番について、最適化推進委員の齊藤和博委員をお願いします。

齊藤和博委員 推進委員の齊藤です。

私は、義務者のほうに電話で確認したのですけれども、内容については、先ほど発表があった班長と同じです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

3番について、最適化推進委員の中嶋健次委員をお願いします。



中嶋健次委員 富士地区担当の中嶋です。  
周辺は全て住宅になっており、特に問題はないと思います。

笠井会長 ありがとうございます。  
4番から10番について、最適化推進委員の高宮正明委員をお願いします。

高宮正明委員 推進委員の高宮です。  
権利者の、義務者が5名の土地を駐車場で買い取ったとのこと。  
あと、職員の駐車場で54台予定、その他200台を予定しているということです。  
土地は安いけれども、権利者に協力してやりたいということです。  
あと、入り口ですけれども、ガードマンを1人つけて安全にやるということで、皆様に賛成してもらいたいということです。  
以上です。

笠井会長 ありがとうございます。  
事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手をお願いします。  
押田委員。

押田勝巳委員 推進員の押田です。  
4番のゴルフ場の駐車場なのですけれども、工事のために今回、土地借りて出入り口にしますけれども、その工事が終わって、駐車場の出入り口はどこになるのですか。

笠井会長 事務局。  
事務局 事務局、和田です。  
練習場の従業員の駐車場なのですけれども、朝、練習場の場内を歩いて入れます。

笠井会長 ほかに道路はあるということで。  
ほかにございますでしょうか。  
ございませんか。  
では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第5条の規定による転用許可申請について、採決を行います。  
1番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。  
議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

2番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、2番、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

3番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、3番、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

4番から10番については、関連がありますので、一括して採決を行います。  
許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、4番から10番まで、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第2号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、3ページを御覧ください。

議案第2号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明について。

下記のとおり、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願がありましたので提出いたします。

令和3年9月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、大字十余一字並木下西側の1筆です。

地目、畑。

地積370平方メートルです。

申請者は、記載のとおりです。

申請事由は、地目変更登記のため。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。  
本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告は  
ございません。

地区担当員の補足説明はございます。

山崎雅巳委員をお願いします。

山崎雅巳委員 農業委員、山崎です。  
この申請地に随分前から、農地に家が建っているのですけれども、大体築40年ぐら  
いということです。

この申請地では、耕作なんかはしたことはないということです。

家の周りが竹林になっているのですけれども、それをきれいにする予定というこ  
とで、それを機会に地目変更をしたいということでした。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号 農地法  
の規定に基づく許可を要しない土地の証明について、県に進達することに賛成の方は  
挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明について、県に進達  
することに可決します。

議案第3号 令和3年度第6次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたし  
ます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、4ページを御覧ください。

議案第3号 令和3年度第6次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙のとおり令和3  
年度第6次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和3年9月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

5ページを御覧ください。

白井市長からの協議文になります。

続きまして、6ページを御覧ください。

令和3年度第6次農用地利用集積計画一覧表（案）。

1番、大字復字城際の2筆です。

地目は畑。

利用権設定面積は、2,052平方メートルと1,884平方メートルです。

種類は賃借権です。

内容は普通畑。

期間は3年。

賃料は、記載のとおりとなります。

支払い方法は、直接持参となります。

利用権を設定する者は、記載のとおりとなります。

利用権の設定を受ける者は記載のとおりで、経営面積は70.4アール。

更新でございます。

続きまして、2番、大字復字城際の3筆です。

畑。

200平方メートルと1,867平方メートル、1,038平方メートルになります。

種類は、賃借権の設定です。

内容は普通畑。

期間は3年。

賃料は、記載のとおりです。

支払い方法は、直接持参となります。

利用権を設定する者は、記載のとおりになります。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は70.4アール。

更新であります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

今回は継続ですので、地区担当員の補足説明もございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

芦田委員。

芦田恵子委員 農業委員の芦田です。

もう何年もこの方、耕作をしているのですが、いかんせん自然農法に近く、本当に雑草がひどく、何回か事務局にも注意はしていただいたのですが、毎年どんどん草がすごく勢いになっているのですね。

周りで作っている方も迷惑しているので、時々でいいですので、事務局のほうから注意なり、もうちょっときれいにしてとか言っていただければ助かるのですけれども、よろしくをお願いします。

笠井会長 事務局。

事務局 事務局、大野です。

また一緒にぜひ行きたいと思います。

芦田恵子委員 はい。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号令和3年度第6次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第3号 令和3年度第6次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、7ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和3年9月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

続きまして、8ページを御覧ください。

専決処分書です。

8ページは、①番、農地法第3条の3第1項の規定による届出になります。

続きまして、9ページを御覧ください。

②番、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出になります。

続きまして、表紙にほうに戻っていただきまして、(2)番、その他としまして、10月の審査会、総会の日程について。

申請受付締切りが9月22日、水曜日になります。

事前審査会が10月1日金曜日、第1班、午前9時から本庁舎2階災害対策室2で行

います。

総会のほうが10月7日木曜日、午後4時から、本庁舎2階災害対策室2・3になります。

以上でございます。

笠井会長 本日の議案については、全て終わりました。  
慎重なる審議を賜りありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人